

70～74歳の国民健康保険加入者 高齡受給者証

クリーム色 藤色

国民健康保険に加入の70～74歳までの人に、高齡受給者証を交付しています。これは、70歳の誕生月の翌月(1日生まれは誕生月)から交付されます。8月以降に70歳になる人には、誕生月の下旬に高齡受給者証を送ります。

自己負担割合

自己負担割合は、市民税課税状況と前年の所得などにより決まります(右表のとおり)。

有効期限

有効期限は平成22年7月31日まで。ただし、平成22年7月31日以前に75歳になる場合、75歳の誕生日の前日まで。

8月1日(土)から
新しくなります

割合	対象
3割	現役並み所得者 同一世帯に市民税課税標準額が145万円以上の70～74歳までの国保被保険者がいる人。 *ただし、次の人は申請すると「1割」になります。 70～74歳までの国保被保険者の収入の合計が2人以上の場合で520万円未満、1人の場合は383万円未満の人。同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人がいて、現役並み所得者になった国保被保険者1人の世帯の場合、市民税課税標準額が145万円以上かつ収入が383万円以上で、同一世帯の国保から後期高齢者医療に加入した人も含めた収入の合計額が520万円未満の人。
1割(注)	一般 現役並み所得者、低所得者 ・ に該当しない人
	低所得者 同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税の人(低所得者以外の人)
	低所得者 同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税で、各所得がいずれも0円の人(年金の所得は控除額を80万円として計算)

(注)1割負担の受給者証は、平成22年4月から一律2割負担となる(予定)ため、「2割(平成22年3月31日までは1割)」と表示されています。

高齡受給者証 後期高齢者医療被保険者証

7月下旬に郵送されますので、新しい受給者証や被保険者証が届いたら、住所、氏名、一部負担金の割合など、ご確認ください。なくさないよう大切に保管しましょう。紛失や破れた場合は、再交付しますので国保年金課、葦山・大仁市民サービス課へ。有効期限の過ぎたものは、細かく裁断して処分しましょう。住所、氏名などが他人に知られないよう十分注意を。

問合せ 国保年金課 電話 055 948 2905

自己負担割合 自己負担割合は1割、または3割で、前年の所得により決まります。

【3割になる人】

市民税課税標準額が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者

と同じ世帯の後期高齢者医療の被保険者

*ただし、次の人は確定申告書の写し等を添えて申請すると「1割」になります。

世帯に後期高齢者医療の被保険者が1人で、その被保険者の収入が383万円未満の人

世帯に後期高齢者医療の被保険者が2人以上で、その被保険者の収入合計額が520万円未満の人

世帯に後期高齢者医療の被保険者が1人で、同じ世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、被保険者と同じ世帯の70～75歳未満の人の収入合計額が520万円未満の人

後期高齢者医療加入者 後期高齢者医療被保険者証

藤色 緑色

75歳の誕生日から、後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に加入し、後期高齢者医療制度の被保険者証が交付されます。8月以降に75歳になる人には、誕生月の前月下旬に被保険者証を送ります。



限度額適用・標準負担額減額認定証

現在お使いの限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)も、8月1日以降は使用できなくなります。減額認定証の交付には申請が必要です。交付対象となる非課税世帯の被保険者で、交付を希望する人は、国保年金課、葦山・大仁市民サービス課で申請をしてください。

今後の予定

とき	ところ	対象地区
1日(水)	市役所葦山庁舎	金谷、山木、土手和田
2日(木)	原木公民館	多田、長崎、原木
6日(月)	葦山生涯学習センター	奈古谷、大仙、みどり
8日(水)	古奈公民館	古奈、壺之上
10日(金)	長岡区民館	長岡、花坂
7月	13日(月) 四日町公民館	四日町、寺家
15日(水)	南條区民ホール	中條、南條
17日(金)	中区公民館	中、内中、立花台、高原
23日(木)	大仁公民館	大仁
24日(金)	中島防災センター	吉田、中島、神島
27日(月)	三福公民館	三福
29日(水)	田京公民館	田京
8月	5日(水)	守木公民館 御門、白山堂、守木、宗光寺、立花、星和
7日(金)	田原野公民館	田中山、下畑、浮橋、田原野、長者原

聞かせてください！皆さんの声
六月から市政懇談会を実施しています。どなたでも参加できますので、お誘い合わせで気軽にお越しください。

時間 19:00～20:30
内容 市長による市政報告 懇談会
問合せ 企画課
電話 055 948 1413

私たちが相談に応じます



ご相談ください
障害者相談員
市の身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員が決まりました。障害のある人やその家族などの悩みや相談に応じます。相談者と共に問題を考え、関係機関との連携を図りながら、問題解決のお手伝いをします。相談のある人は直接相談員に電話するか、福祉課にお問い合わせください。相談員が知り得た障害者や家族の秘密は、必ず守ります。

写真	相談内容	相談員	連絡先
後列左から	精神障害	森野 功(下畑)	0558 76 6324
	知的障害	西島和子(田京)	0558 76 3207
	知的障害	山邊榮一(南江間)	055 948 0687
	身体障害	小澤咲夫(南江間)	055 948 3467
前列左から	身体障害	前田成昭(四日町)	055 949 1115
	身体障害	勝又ふみ子(田京)	0558 76 6668
	身体障害	兼子未春(原木)	055 949 0160
	身体障害	土屋 弘(三福)	0558 76 0300
	身体障害	渡邊俊夫(長岡)	055 948 0115
右上	知的障害	高橋 理(南條)	055 949 1160

障害者相談員による 障害者相談会

身体、知的、精神それぞれの相談員が障害別に相談に応じます。お気軽にご相談ください。

とき / 7月27日(月) 9:30～12:00
ところ / 市役所大仁庁舎
*相談会の詳細は、福祉課にお問い合わせください。

問合せ 福祉課 電話 0558 76 8007